

# かいせい No.20 農業委員会だより

令和2年2月発行  
編集・発行  
開成町農業委員会  
(0465) 84-0317  
広報委員  
府川健治 (牛島)  
遠藤正史 (金井島)  
辻村 進 (下島)

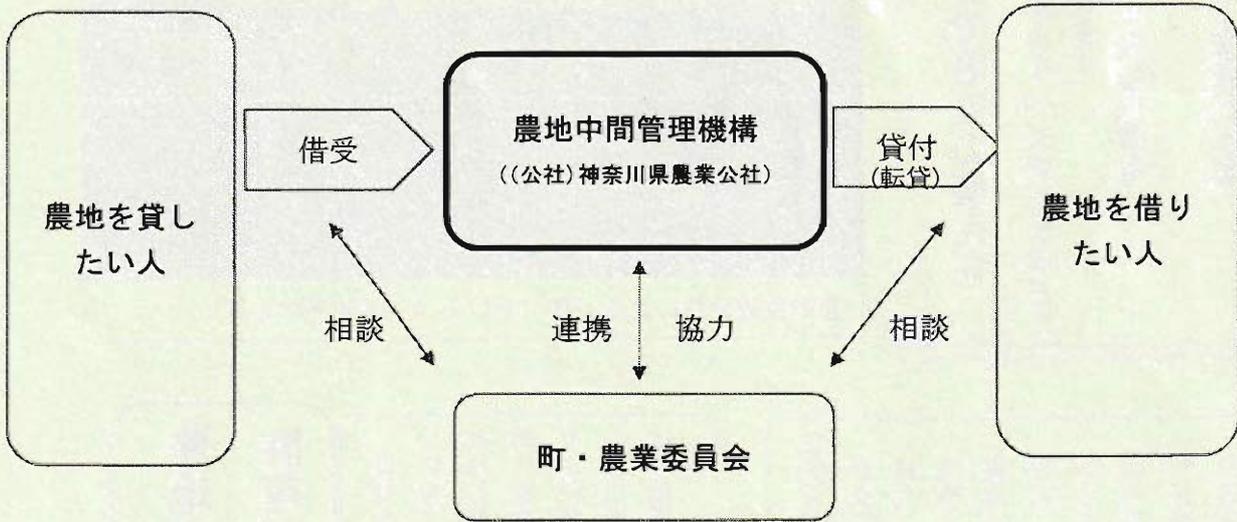
高齢で農作業ができない 農業後継者がいない 田んぼだけ誰かに任せたい

市街化調整区域内の農地を貸したい人は、

## 農地中間管理事業を活用しましょう



- ・ 令和2年4月1日から対象区域が市街化調整区域全域に拡大 (※1)
- ・ 従来通り借りたい人と貸したい人との直接利用権設定も可能 (※2)



【農地中間管理事業とは】  
市街化調整区域内の農地を対象に、農業をやめる方や農業の規模を縮小される方(出し手農家)から、農地中間管理機構が農地を借り受け、規模拡大や新規参入される受け手(担い手農家等)の方に貸し付けることにより、農地利用の集積・集約を進める事業です。

【期間】  
基本的に定めはありません。

【対象となる農地】  
市街化調整区域内の農地(※1)

【借りる方の要件】  
新規参入の場合は、参入要件がありますので、町に相談してください。

【その他】  
農地中間管理機構を介さず、従来通り借りたい人と貸し人との直接利用権設定も可能です(※2)。

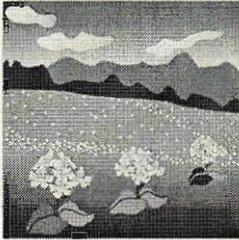
【問合せ】町産業振興課  
(農業委員会) ☎ 84-0317

裏面に続きます

## 農地パトロール

町農業委員会では、農地利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）のため町内全域の農地を対象とした農地パトロールを随時行っています。パトロールで適正な管理がされていないとされた農地は、是正を促します。農地を適正に管理するのは所有者の責務です。ご自身やご家族が耕作をできないのであれば、「農地中間管理事業の利用」や「利用権設定」をすることで農地を貸し出すこともできます。

町農業委員会では、これからも農地の適正管理を促進し、農地利用の最適化を進めてまいります。



農業委員全員による一斉パトロール（令和元年8月）

### 農業者年金で老後の備えを

次の3つの要件をすべて満たせば、  
たでも加入できます

- ① 国民年金第1号被保険者
- ② 60歳未満
- ③ 年間60日以上農業に従事

### 農地を転用する場合には、 許可が必要です

農地を農地以外にすることを「農地転用」といいます。市街化調整区域内の農地転用には農地法の転用許可が必要です（市街化区域内の農地は農業委員会に届出）。違反転用や許可どおりに転用しない場合、原状回復等の命令、罰則の適用があります。農地転用の許可申請の受付は町農業委員会で行っています。

活動報告（平成31年4月〜 主なもの）

任命式・臨時総会（4月1日）

総会（毎月25日前後）

田植え（米栽培体験塾 5月）

農地パトロール（随時）

視察（JA開成営農経済センター 6月）

あじさい剪定ボランティア（7月）

稲刈り（米栽培体験塾 9月）

新任農業委員研修会（南足柄 10月）

県農業委員会大会（厚木 11月）